

沖縄県希少野生動植物保護条例（抜粋）

（飼養、栽培又は保管の届出）

第 30 条 指定外来種の個体等の飼養、栽培又は保管を当該指定外来種に係る指定区域においてする者は、規則で定めるところにより、当該飼養、栽培又は保管を開始した日から起算して 30 日を経過する日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、第 36 条第 3 項に規定する防除に伴い飼養、栽培又は保管をする場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- （1）氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）指定外来種の名称及び個体等の数量
- （3）飼養、栽培又は保管のための施設の所在地
- （4）飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模
- （5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）

第 29 条 条例第 30 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）飼養、栽培又は保管を開始した日から起算して 30 日を経過する日までの間、飼養、栽培又は保管をする場合
- （2）非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- （3）指定外来種の指定の際現に行っている県による当該指定外来種の防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から 1 年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- （4）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管をする場合
- （5）県又は県以外の者が行う指定外来種の防除を補助する業務に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- （6）獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 4 章の規定による業務に伴って飼養、栽培又は保管をする場合
- （7）廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管をする場合
- （8）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づいて捕獲等をした指定外来種の個体を処分するために一時的に保管をする場合
- （9）食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業について食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が、食用に供するために、適合飼養

等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をする場合

- (10) 指定外来種の指定の際現に当該指定外来種の個体の飼養等をしている者であって、当該飼養等について当該指定の日から 6 月を超えない範囲で当該指定外来種の個体の飼養、栽培又は保管をする場合
- (11) 指定外来種の指定の際現に行っている県以外の者による当該指定外来種の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該指定外来種について当該指定の日から 1 年を超えない範囲で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養、栽培又は保管をする場合